

見積競争の公告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件名 循環補助用心内留置型ポンプカテーテル用制御装置の保守
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 保守期間 令和6年5月1日から令和7年4月30日までとする。
- (4) 実施場所 仕様書のとおり

2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 場所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総部管理課
- (2) 連絡先 (担当) 木村 電話番号 029-853-3586
- (3) 見積書提出期限 令和6年4月30日 12時00分
見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和6年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて医療機器の修理業の許可を得ている者であること。
- (5) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 代理店証明を提出できること。

6. 請書の作成等

契約の締結に当たっては、請書を作成する。(契約保証金は免除)

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以 上

令和6年4月23日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

仕様書

1. 件名 循環補助用心内留置型ポンプカテーテル用制御装置の保守

2. 保守機器 以下のとおり

対象機器の名称	製造番号	数量
IMPELLA 制御装置 及び IMPELLA 制御装置用スタンド	IC6606/JP0121	1 台
IMPELLA 制御装置 及び IMPELLA 制御装置用スタンド	IC6607/JP0122	1 台

3. 設置場所 茨城県つくば市天久保 2 丁目 1 番地 1
国立大学法人筑波大学附属病院

4. 保守期間 令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 3 0 日までとする。

5. 支払 請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。
毎月払いとし、適法な請求書を受領した後、40 日以内に支払うものとする。

6. 保守作業

請負者は、上記の装置を正常且つ安全な状態で維持運転できるよう、以下の保守作業を行うものとする。

- 対象機器の定期点検
年 1 回技術員を派遣し、対象機器の定期点検を実施するものとする。
- 通常使用による損傷に当たる対象機器の故障・不具合・異常（以下「故障等」という。）
の修理
- 定期点検時及び修理時の対象機器の部品の交換又はかかる交換対象の部品の提供
- 代替機器の貸出し
- 対象機器に使用する消耗品の交換
- ソフトウェア更新
- 立会業務
- 予防的サービスの提供

7. 保守作業の受付及び作業実施時間

- 曜日 月曜日から金曜日まで。但し、祝日と乙の休業日を含まない。
- 時間 午前 9 時から午後 6 時まで。

8. 検収

請負者は、保守作業を実施した後、作業完了確認のため修理作業内容を記載した「FIELD SERVICE REPORT」を作成し、その都度発注者の検査を受けるものとする。

9. その他

- 本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じたときは、発注者に協議し、その指

- 示によるものとする。
- (2) 契約についての細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を適用するものとする。

見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和6年4月30日 12時00分
(郵便(書留郵便に限る。)又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8576
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課 木村
電話番号: 029-853-3586
- 2 見積書作成の注意
 - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
 - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
 - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 6 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。
 - ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
 - ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

保守契約書（案）

件名 循環補助用心内留置型ポンプカテーテル用制御装置の保守

国立大学法人筑波大学 分任契約担当役 附属病院長 平松 祐司（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）は、以下のとおり保守契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、以下に掲げる機器（以下「対象機器」という。）の機能が正常かつ良好に維持されるよう円滑な保守を行うことを目的とする。

対象機器の名称	製造番号	数量
IMPELLA 制御装置 及び IMPELLA 制御装置用スタンド	IC6606/JP0121	1 台
IMPELLA 制御装置 及び IMPELLA 制御装置用スタンド	IC6607/JP0122	1 台

第2条（契約期間）

本契約の期間は、令和6年5月1日から令和7年4月30日までとする。

第3条（設置場所）

本契約に基づく対象機器の設置場所は以下のとおりとする。

- 施設名称 : 国立大学法人筑波大学附属病院
- 施設所在地 : 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1

第4条（保守作業）

乙は、本契約に従って、以下のサービス（以下「本保守作業」という。）を実施するものとする。なお、下記第4号の「代替機器」は、乙が保有し管理する対象機器と同じ名称の機器を意味する。

- 対象機器の定期点検
- 通常使用による損傷に当たる対象機器の故障・不具合・異常（以下「故障等」という。）の修理
- 定期点検時及び修理時の対象機器の部品の交換又はかかる交換対象の部品の提供
- 代替機器の貸出し
- 対象機器に使用する消耗品の交換
- ソフトウェア更新
- 立会業務
- 予防的サービスの提供

2 乙は、契約期間中1年に1回の定期点検を実施する。定期点検の実施日時、実施場所、対象機器の引取り日時及び配送日時、代替機器の貸出を行う場合はその設置日時等については、別途、甲乙で合意して定めるものとする。なお、甲の責めに帰すべき事由により、定期点検が実施できなかった場合、乙はかかる不実施に対していかなる責任も負わない。

3 甲は乙に、本条第6項に規定される曜日及び時間帯に、対象機器にかかる故障等の修理（以下「本修理」という。）を依頼することができる。本修理の実施日時、実施場所、対象機器の引取

り日時、代替機器の貸出を行う場合はその設置日時等については、別途、甲乙で合意して定めるものとし、乙は、かかる合意に従って、本修理を行うものとする。

- 4 本保守作業は原則、乙の事業所または第3条に定める設置場所にて実施するものとする。本保守作業が乙の事業所等、設置場所以外の場所で実施される場合、甲は、乙の指示に従って、当該対象機器を乙の指定する場所に配送するものとする。乙が、その裁量により、甲に代替機器を使用させることとした場合、甲は、乙の指示に従って、乙の指定する代替機器を設置場所に設置するものとする。
- 5 本修理の実施日が、定期点検の実施日に近接している場合、乙は、本修理の実施と同時に定期点検を実施できるものとする。かかる場合、乙は、予め、その旨を甲に通知するものとする。
- 6 本保守作業の依頼の受付及び本保守作業の実施時間は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 曜日 月曜日から金曜日まで。但し、祝日と乙の休業日を含まない。
 - (2) 時間 午前9時から午後6時まで。
- 7 本保守作業における対象機器の代替機器の貸出は、(i) 乙において代替機器の用意が可能な場合に限るものとし、(ii) 貸出し時に「医療機器の貸出しに関する確認書」を取り交わすものとし、かつ、(iii) 本条第2項に規定する定期点検及び本条第3項に規定する本修理中の貸出の場合を除き、1回の貸出期間は7日を上限とし、年4回までとする。
- 8 本条第1項から第7項の定めにかかわらず、甲が第5条に定める保守料金の支払を履行しない場合、乙は、本保守作業の履行義務を免れるものとし、かかる不履行に起因して甲に生じる不利益について、乙は一切の責任を負わないものとする。
- 9 本契約に基づく本保守作業によって、乙が交換のため、対象機器から取り外した部品は乙の所有に帰すものとし、甲に返却することを要さない。
- 10 乙は、本契約に基づく本保守作業を実施した後、作業完了確認のため修理作業内容を記載した「FIELD SERVICE REPORT」を作成し、甲に通知するものとする。

第5条（保守料金と支払方法）

本保守作業にかかる保守料金は、年額〇〇〇円（消費税別）（以下「保守料金」という。）とする。保守料金には、以下の費用項目が含まれるものとする。

- (1) 本保守作業にかかる技術料
 - (2) 本保守作業に従事する者の人件費及び交通費
 - (3) 第4条第1項第3号に規定する交換部品の購入費用
 - (4) 第4条第1項第4号に規定する代替機器の貸出料
 - (5) 第4条第1項第5号に規定する消耗品の購入費用
 - (6) 本保守作業に用いられる交換部品等の輸送費
 - (7) 第14条（立会い業務）に規定する適正使用確保のための立会い実施料
- 2 甲又は乙が別途合意する場合を除き、前項に定める保守料金は、前項各号に定める項目にかかる費用のみを含むものとし、対象機器と併用する製品（IMPELLA 補助循環用ポンプカテーテル、ページ用セット、接続ケーブル、イントロデューサキット、留置用ガイドワイヤ、シリコーン製プラグ等を意味し、以下「併用製品」という。）の修理・交換・購入等にかかる費用は、これに含まれないものとする。
 - 3 支払方法は、毎月払いとし、適法な請求書を受理した後、40日以内に支払うものとする。

第6条（保守契約の対象外の事由）

次の各号に定める修理又は作業は、本保守契約の対象外とする。かかる修理又は作業の必要が生じた場合、甲は乙との間で別途、保守契約を締結する必要がある。

- (1) 対象機器の添付文書または取扱説明書に記載されている使用方法、操作方法、または保管方法と異なる取扱による不具合の修理
- (2) 乙又は乙の指定する修理受託者以外の者による対象機器の修理、分解、改造または調整等の

作為に起因する故障の修理

- (3) 本契約第9条に定める非常事態に起因する故障の修理
- (4) 設置場所変更のための対象機器の移動ならびに設置調整作業
- (5) 本契約第4条第6項に定める作業時間外の保守作業

第7条（保守作業の第三者委託）

乙は、本保守作業を第三者に委託してはならない。ただし、必要に応じて本保守作業の一部を乙以外の第三者に委託することができる。この場合において、乙は、本保守作業を遂行する能力を

持つ者を、責任をもって選定することとし、事前に書面にて甲の承諾を得ておかなければならない。

2 乙は、第三者の行った本保守作業に直接起因する損害についてその責めに任じる。

第8条（保守作業に対する甲乙の協力）

甲は、乙が本保守作業を円滑に実施できるよう、次の各号に掲げる事項に同意するものとする。

- (1) 本保守作業を実施するため、乙による対象機器の使用を認めること。
- (2) 本保守作業を実施するため、乙による対象機器の設置場所への立入を認めること。
- (3) 本保守作業の円滑な実施のため、対象機器の状態確認、対象機器及び代替機器の設置等において可能な範囲で乙に協力する。
- (4) 本保守作業を実施するために必要な範囲において、電力及び消耗品等は無償で提供し、設置場所の連結機器装置、通信媒体装置及び工具類を無償で貸与すること。

第9条（不可抗力による乙の免責）

戦争、テロ、内乱、暴動、火災、水害、地震、落雷、その他不可抗力による事態（本契約において「非常事態」という。）が生じた場合、乙は、本契約に定める乙の債務を免れるものとする。この場合、乙は甲に対して如何なる契約上の責任も負わない。

第10条（解約）

甲は、乙に書面をもって通知することにより、本契約を将来に向かってのみ解約することができる。かかる場合、乙が当該通知を受領した日の1ヶ月後の応答日に本契約は失効するものとする。

第11条（解除）

甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その他の当事者は何らの通知・催告を要せず、即時に本契約を解除できるものとする。

- (1) 手形又は小切手の不渡りをなし、銀行若しくは手形交換所の取引停止を受けたとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、民事再生開始、会社更生手続開始、特別清算開始の手続申立を行い若しくは受け、又は公売処分を受けたとき。
 - (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (4) 営業停止、営業免許、営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき。
 - (5) 財務状態の悪化又はその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。
 - (6) その他甲乙間の信頼関係を破壊する故意又は重大な過失による背信行為があったとき。
- 2 当事者のいずれかに、本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されない場合、その他の当事者は本契約を解除することができる。
- 3 甲の本契約に定める債務不履行その他の甲の責めに帰すべき事由により、乙が本契約を解除する場合、乙は甲から受領した代金を返還する義務を負わない。ただし、かかる返還義務の免除は、乙の損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

第12条（反社会的勢力排除に関する解除）

甲又は乙が次の各号に該当する場合には、相手方は何らの催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。この場合、本契約を解除した当事者は、他の当事者に対してなんら賠償責任を負わないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）であると認められるとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、民事再生開始、会社更生手続開始、特別清算開始の手続申立を行い若しくは受け、又は公売処分を受けたとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に関連する契約の相手方が上記第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 自らの従業員が上記第3号から第6号のいずれかに該当すると知りながら、何ら対策を講じていないと認められるとき。

2 前項の規定により、本契約が解除された場合、解除された当事者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

3 本条第1項の規定により乙が本契約を解除した場合、乙は甲から受領した代金を返還する義務を負わないものとする。ただし、かかる返還義務の免除は、前項に基づく乙の損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

第13条（権利義務の譲渡又は契約上の地位の譲渡）

甲及び乙は、本契約の契約上の地位及び本契約に基づく権利及び義務を、第三者に譲渡することができない。

第14条（立会い業務）

乙は、システムの適正且つ安全な使用を確保するため、立会いを提供する場合がある。乙は、執刀医毎および製品毎につき1年間に計10回までの立会いを提供する（公正競争規約に基づいて無償提供の認められる4回を除く）。

2 1年間に10回を超える立会について、別途料金が発生するものとする。

第15条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約の履行にあたって知り得た相手方の業務上の秘密事項を、本契約の契約期間中及び本契約の終了後も第三者に漏洩しないものとする。

第16条（管轄の合意）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条（協議事項）

本契約に定めのない事項、および本契約の定めに疑義が生じた事項については、都度甲乙が誠意をもって協議し解決するものとする。

上記合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月 日

甲 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

乙

別紙内訳書

保守年月	代金額	消費税額及び 地方消費税額	合 計
令和6年 5月分	円	円	円
令和6年 6月分	円	円	円
令和6年 7月分	円	円	円
令和6年 8月分	円	円	円
令和6年 9月分	円	円	円
令和6年10月分	円	円	円
令和6年11月分	円	円	円
令和6年12月分	円	円	円
令和7年 1月分	円	円	円
令和7年 2月分	円	円	円
令和7年 3月分	円	円	円
令和7年 4月分	円	円	円
合 計	円	円	円